

平成十三年経済産業省令第八十二号

テレビ受像機の製造等の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令  
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十一条第一項の規定に基づき、テレビ受像機の製造の事業を行う者の再生

資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

項（第一条—第十条）  
輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項（第十一条—第十八条）

第一回 集道雪葉の半蔵の生涯となるべき事項  
（原材料の工夫）

第一回 江戸の「作材」の競争（その一）  
下 「製造事業者」という。は、テレビ受像機に係る再生資源の利用を促進するため、プラウン管、筐体その他のテレビ受像機の部品等一部

品又は部品をいう。以下同じ)への再生資源としての利用が可能な原材料の使用、部品等を使用する原材料の種類数の削減、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離

（構造の工夫）  
することが困難な部品等の数の削減その他の措置を講ずるものとする。

**第二条** 製造事業者は、テレビ受像機に係る再生資源の利用を促進するため、ねじの数量の削減その他の部品等の取り外しの容易化、取っ手を取り付けることその他の回又は重複の容易化

既に述べたように他の回収方法と連携の取り扱いにより、その他の措置により、テレビ受像機の処理を容易にするものとする。  
（分別のための工夫）

**第三条** 製造事業者は、テレビ受像機に係る再生資源の利用を促進するため、重量が百グラム以上上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うことにより、テレビ

受像機に係る再生資源の利用のための分別を容易にするものとする。

資源の利用を促進するため、原材料の毒性その他特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保するものとする。

(安全性等の配慮)

**第五条** 製造事業者は、前各条に規定する取組によりテレビ受像機に係る再生資源の利用を促進する際には、テレビ受像機の安全性及び耐久性その他の必要な事情に記載するものとする。

資源としての利用が可能な包装材を他の包装材から分離することが容易な構造の採用、回収及び運搬が容易な構造の採用その他の措置を講ずるものとする。

## （原材料の工夫） るべき事項

**第十一条** 自ら輸入したテレビ受像機の販売の事業を行う者（以下「輸入販売事業者」という。）は、テレビ受像機に係る再生資源の利用を促進

するため、ブラウン管、筐体その他のテレビ受像機の部品等への再生資源としての利用が可能な原材料の使用、部品等に使用する原材料の種

類数の削減、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することが困難な部品等の数の削減その他の措置がなされたテレビ

**(構造の工夫)** 受像機を自ら輸入して販売するものとする。

る再生資源の利用を促進するため、ねじの数量の削減その他の部品等の取り外しの容易化、取っ手を取り付けることその他の回収及び運搬の

容易化その他の措置がなされたテレビ受像機を自ら輸入して販売することにより、テレビ受像機の処理を容易にするものとする。

**第十三条** 輸入販売事業者は、テレビ受像機に係る再生資源の利用を促進するため、重量が百グラム以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示

その他の分別のための工夫がなされたテレビ受像機を自ら輸入して販売することにより、テレビ受像機に係る再生資源の利用のための分別を容易にするものとする。

(処理に係る安全性の確保)

性その他の特性に配慮がなされたテレビ受像機を自ら輸入して販売することにより、処理に係る安全性を確保するものとする。

**第十五条** 輸入販売事業者は、テレビ受像機に係る再生資源の利用を促進するため、必要な知識の向上を図るものとする。

**第十六条** 輸入販売事業者は、自ら輸入したテレビ受像機の販売に際して、テレビ受像機に係る再生資源の利用を促進するため、第十一条から

一 鉛及びその化合物
二 水銀及びその化合物
三 六価クロム化合物
四 カドミウム及びその化合物
五 ポリブロモビフエニル
六 ポリブロモジフエニルエーテル

**第十八条** 第五条、第八条及び第九条の規定は、輸入販売事業者に準用する。この場合において、第五条中「前各条」とあるのは「第十一条から第十四条まで」と読み替えるものとする。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一八年四月二七日経済産業省令第五八号）

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

**附 則**（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から